



寺院が知っておきたい法律知識

宗教法人運営のための法律入門⑩

宗教法人の事業について 1

おさらいになりますが、宗教法人法の目的は、宗教団体が礼拝の施設その他の財産を所有し、これを維持運用し、その他目的達成のための業務及び事業を運営することに資するため、宗教団体に法律上の能力を与えることです（宗教法人法第1条）。また、宗教団体の主たる目的は宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することです（宗教法人法第2条）。

宗教法人法の目的

- ① 礼拝の施設その他の財産を所有
- ② 上記の維持運用
- ③ 目的達成のための業務と事業を運営

宗教法人の業務とは 宗教活動やこれに伴う財産の維持管理運営などです。
宗教法人の事業とは 公益事業や公益事業以外の事業をいいます。

宗教法人の活動には、宗教活動、公益事業及び公益事業以外の事業があり、公益事業以外の事業の中に法人税法上の収益事業が含まれています。

公益事業

【公益事業とは】

不特定多数の人の利益をはかり、かつ営利を目的としない事業です。例として、教育・学術・技芸・医療・社会福祉に関する事業等のことで、具体的には幼稚園・保育園の経営、宗旨宗派を問わない霊園経営などが該当します。

- 不特定多数の人の利益にならなければなりませんから、たとえば檀信徒や信者だけを対象にするものは公益事業とはいいません。
- 営利を目的としないということは、余剰金を関係者で分配しないということで、とくに宗教法人は本来的に営利を目的としませんから、たとえ収益事業を行っても利益を分配することはありません。

【立法趣旨】

宗教法人は、単に①宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成するだけでなく、②宗教活動と位置付けて公益事業を行っています。例えば青少年教化や社会的弱者の救済などは、宗教者としても本来的活動の一部です。宗教法人法は宗教団体の主たる目的を①のように狭く限定してしまったため、②の活動が宗教団体の本来的活動であるにも関わらず、行うことができないとされるおそれがあったため、改めて宗教法人法第6条に公益事業を規定したものとされています。

【規則への記載と登記】

宗教法人が公益事業等を行う場合には、公益事業の種類や、その管理運営方法などを規則に記載する必要があります（宗教法人法第12条1項7号）。これらは登記事項ですから、規則の認証をうけたあとに登記をする必要があります（宗教法人法第52条2項、同第55条）。

次号では、公益事業以外の事業について述べます。

全日本仏教会顧問弁護士 長谷川 正浩 監修